

## 阿久比町小中学校緊急搬送時選定療養費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、阿久比町内の町立小中学校(阿久比町教育支援センターを含む。)の管理下での傷病等において、選定療養費を徴する医療機関へ緊急搬送された児童又は生徒の保護者が、医療機関に支払った選定療養費に対して、阿久比町小中学校緊急搬送時選定療養費補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、当該保護者の経済的負担を軽減し、もって児童生徒の救命措置の優先及び安全の確保を図ることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 この要綱は、阿久比町補助金等交付規則(昭和53年阿久比町規則第13号)に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 選定療養費 厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養(平成18年9月12日厚生労働省告示第495号)第2条第1項第4号及び第5号に定める選定療養費に係る費用をいう。
- (2) 医療機関 医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第5号に規定する一般病床の数が200床以上の医療機関であって、前項の選定療養費を徴する医療機関をいう。

### (対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、町立小中学校に在籍する児童又は生徒の保護者であって、町立小中学校の管理下において当該児童又は生徒が医療機関に緊急搬送され、その際に生じた選定療養費を負担した者とする。

### (補助金の額)

第5条 交付する補助金の額は、補助対象者が医療機関に選定療養費として支払った額とする。

### (補助金の交付申請)

第6条 補助対象者は、補助金の交付を申請するときは、阿久比町小中学校緊急搬送時選定療養費補助金交付申請書兼請求書（様式第1）に医療機関が発行した領収書及び診療明細書又は療養明細書の写しを添付して、次条に規定する期限までに阿久比町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

（申請の時期及び期間）

第7条 前条の規定による申請の期限は、医療機関に選定療養費を支払った日の翌日から起算して2年を経過した日までとする。

（補助の決定）

第8条 教育委員会は、第6条の規定による申請があったときは、当該校長又は教育支援センター長が提出する児童・生徒の事故発生速報（「学校事務の手引き」別紙様式8）により、内容を審査し、交付の可否を決定する。

2 前項の決定をしたときは、阿久比町小中学校緊急搬送時選定療養費補助金交付・不交付決定通知書（様式第2）により交付の可否を通知するものとする。

（補助の時期）

第9条 教育委員会は、前条の規定により交付の決定をしたときは、当該補助に係る申請の日から起算して30日以内に補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第10条 教育委員会は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた者があるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、交付の決定の取消しを受けた者で、既に補助金の交付を受けている者は、これを返還しなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。